

令和4年1月25日

文部科学大臣
末松 信介 様

公益財団法人日本博物館協会
会 長 銭 谷 眞 美
(公印省略)

博物館法の改正と博物館制度の充実について(要望)

日頃より、博物館施設の運営にご支援を賜り、誠に有難うございます。また、新型コロナウイルス感染拡大により深刻な影響を受けている博物館に対し、さまざまなご支援をいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。おかげさまで、今般のコロナ禍においても、各博物館の努力により、人々の日常生活に欠かせない社会教育機関・文化施設として、心の潤いや幸せに貢献し得る社会基盤としての役割を果たすことができいております。

さて、文化芸術立国を標榜する国の方針の下で、文化芸術基本法をはじめ、文化財保護法、さらには文化観光推進法に基づく政策においても、博物館は重要な機能を担う施設として位置づけられ、多様な役割が期待されています。しかし、国内の博物館を取り巻く運営環境は厳しく、求められる役割を果たすためには、基本機能の充実はもとより、多様化する役割期待に対応できる博物館全体の振興を支える博物館制度の充実が不可欠です。

こうした状況に鑑み、令和元年より文化審議会博物館部会において審議が重ねられてきましたが、この度、文部科学大臣からの諮問を受け、「博物館法制度の今後の在り方について」(答申)が令和3年12月20日、文化審議会会長から文化庁長官に手交されたことは誠に時宜に叶った意義あることと思えます。

答申では、制定から70年を経た現行博物館法の改正とともに、我が国全体の博物館の振興に必要な制度の在り方について、基本的方向が示されています。

文化庁におかれましては、我が国の博物館の現状と、これからの時代に求められる博物館の役割をご賢察いただき、時代に即した博物館法の改正とともに、博物館を支援する税制優遇をはじめ、博物館振興に資する政策の速やかな策定と予算措置、および残された課題に対する継続的審議を進めていただきたく要望いたします(別添資料をご参照ください)。

これからの時代に相応しい博物館制度の充実に向けて、特段のご配慮をいただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

● 博物館法制度の改正

・昭和 26(1951)年に制定された博物館法は、当時全国に 200 館程度しかなかった博物館の拡充と、博物館としての基本機能の整備に一定の役割を果たしてきました。しかし、制定から 70 年を経て、全国の博物館数は 5,700 を超え、設置者や館種とともに運営形態が多様化する中で、法律の趣旨と博物館の運営実態が乖離し、博物館法に規定される登録博物館及び博物館相当施設の数、全体の約 2 割に止まり、博物館全体の振興を推進する基盤となるべき法律の実効性が発揮される状況にはなく、博物館がこれからの時代に即した社会的役割を果たすためには、博物館法の改正は喫緊の課題です。

・登録制度については、施設数が増え多様化した我が国の博物館全体の振興(底上げ)と各施設の質的向上の支援(盛り立て)を主眼とする制度設計が望まれます。

そのためには、現在の設置主体の法人類型による限定をできるだけ拡大するとともに、登録によるインセンティブを明確に示す必要があります。

また、審査基準を見直し、施設の外形的基準のみならず、館種の特性や活動にも考慮し、各施設の実情に即した助言や支援を行える体制の整備が求められます。

登録審査の主体は従来どおり自治体等とされましたが、全国一律の審査基準の整備や、審査への専門家の関与、定期的な活動状況の把握とともに、各施設の運営上の課題に対する助言や支援を行い、博物館全体の質を高める制度の整備が不可欠です。

● 博物館に対する支援政策の展開

・今般のコロナ禍において、人々が健康で創造的な日常生活を営むために、文化芸術の重要性が認識される中で、博物館は、宇宙や地球、生物、そして人類の足跡を収集・保管し、調査研究によって情報化し、社会に発信して共有し、未来を考える糧として活用し、新たな感性を育み、次の世代に生きる人々に大切に受け継ぎ、今を生きる人の幸せと未来を考える縁(よすが)として、欠くことのできない社会基盤であることが明らかになりました。

しかし、コロナ禍のみならず如何なる社会状況の下でも、博物館がその役割を持続的に果たすための体制整備は不十分で、速やかな、登録制度に連動した税制優遇や、各博物館の活動充実を支援する実効性のある政策の策定と予算措置が求められています。

特に、多様な博物館が蓄積している豊富な資源や情報を、オンライン環境等を活用して発信する取組については、各施設が保有する情報のデジタル化や横断的なアーカイブの構成、さらにその活用のためのプラットフォームの整備等に対して、業界全体とともに各施設に対する具体の支援を含めた政策の導入が急がれます。

・答申にもあるように、今後、博物館が社会から期待される多様な役割を果たすためには、我が国に存在する多様な博物館が、それぞれの規模、館種、地域性等の特色や機能を効果的に発揮できる相互連携とネットワークの構築が不可欠です。

こうしたネットワークの構築は、個々の博物館の活動充実のみならず、地域全体の文化政策の進展とともに、これからのまちづくり、文化観光の推進等による経済価値の創出等との関連においても重要な課題であり、具体の政策として早急に取組む必要があります。

● 中長期課題への継続的取組み

・今回の答申においては、登録制度を中心とした博物館法の改正の必要性が述べられていますが、博物館を機能させるために不可欠な学芸員制度については、その位置付けや養成制度の在り方等は今後への検討課題とされました。

また、登録制度についても、従前から課題とされてきた国立博物館等の位置付け、登録博物館・博物館相当施設・博物館類似施設といった博物館の類型的整理をはじめ、少

なからず存在する営利法人や個人立の博物館も含め、館種特性等に配慮した登録審査基準の設定、審査及び施設に対する支援体制等、法制度に合わせて整備すべき課題も多く残されています。

さらに、今後の連携・ネットワーク体制の構築、持続的安定的な博物館の運営体制の整備、国際的視野での我が国の博物館の発信力強化等も、今後に残された課題です。

- ・今回の答申に至る文化審議会博物館部会における審議を踏まえ、博物館法制度と博物館振興に係る政策の展開を両輪として機能させていくためには、部会を中心に、課題ごとに必要なワーキンググループの設置、また、検討に必要な基礎データの収集・調査研究の実施等、今後も、多様な課題の解決に向けた議論の場の継続的確保が必要です。

● 終わりに

- ・今回の答申は、平成 30(2018)年の文部科学省設置法の改正に伴い、博物館に関する事務所管が文化庁に一本化されたことを契機に、これからの博物館制度の在り方について、総合的に検討する基盤整理がなされ、文化審議会博物館部会の設置につながり、関係団体を含め抜本的な審議が行われた成果と言えます。
- ・一方で、博物館の存在意義や社会的役割について、利用者である国民が広く理解し、その機能を日常の中で活用するためには、より積極的な情報発信やPRが必要です。
- ・日本博物館協会は、棚橋源太郎が中心となり昭和 3(1928)年に創設されて以来、日本の博物館振興を目的として活動を続けてきました。昭和 26(1951)年の博物館法制定と以降の博物館制度の整備においても、国との連携の下に、全国の博物館はじめ関係者への理解・啓蒙に努めてきました。
- ・本要望は、この度の意義ある答申の内容を実効あるものとするために、博物館法改正と博物館制度の充実をお願いするものですが、当協会としても、博物館関係の中核的全国組織として、さまざまな館種組織および現場の博物館等との連携の下に、博物館の社会的役割を果たすべく一層の努力を続けていくとともに、さらに、博物館の役割の理解醸成のために、広く国民への情報発信に努め、より良い未来に向け、博物館の一層の振興に尽力していく所存です。

文化庁におかれましても、引き続きのご支援を賜りたく改めてお願いいたします。